

入札参加資格審査申請に関するQ & A

第1版 平成21年10月23日

1 共同受付について（全般）

Q 1 - 1 共同受付とは何ですか？

A 従来、各自治体の入札等に参加するためには、入札参加資格審査申請の手続きを自治体ごとに行っていただく必要がありました。
今回の共同受付の実施により、手続きを1回で行うことが可能となり、また、郵送で申請できるようになるため各自治体に訪問する必要がなくなります。

Q 1 - 2 共同受付に申請すれば、三重県内すべての自治体に登録が可能なのですか？

A 共同受付に参加している自治体（共同受付参加団体）は、次の24団体です。

津市	四日市市	桑名市	鈴鹿市	名張市
亀山市	鳥羽市	いなべ市	志摩市	木曾岬町
東員町	菰野町	朝日町	川越町	多気町
明和町	大台町	玉城町	度会町	大紀町
南伊勢町	紀北町	御浜町	四日市港管理組合	

標記以外の自治体については、別途手続きが必要です。

Q 1 - 3 共同受付に参加していない自治体への申請はどうすればいいのですか？

A 共同受付に参加していない自治体（伊勢市、松阪市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、紀宝町）への申請については、従来どおり各自治体に申請してください。
申請方法、様式等についても各自治体にお問合せください。

Q 1 - 4 申請書類はどこに、どのような方法で提出するのですか？

A 共同受付を実施する三重県自治会館組合に郵送（宅配可）にて申請してください。
各共同受付参加団体の窓口及び自治会館組合の窓口での受付は行いませんので、ご留意ください。

Q 1 - 5 三重県自治会館組合とはどのような団体ですか？

A 三重県自治会館組合は、地方自治法第284条第1項に基づく一部事務組合であり、地方自治体の事務能率、効率の増進を図ることを目的として、昭和62年6月15日に設立されました。
三重県内の全29市町を構成団体とし、構成団体の議員及び職員を対象とした研修の企画・実施に関する事務や、構成団体及び県が整備する共有デジタル地図に関する事務などを共同処理しており、この度、本共同受付に関する事務も共同処理することとなりました。

Q 1 - 6	申請様式は、各共同受付参加団体の窓口で配布していますか？
A	配布いたしますが、混雑すること考えられますので、インターネット環境が整っている場合は、ホームページからのダウンロードをお奨めします。ダウンロードは、三重県自治会館組合ホームページ (http://jichikaikan-mie.jp/buppin.html) から行ってください。
Q 1 - 7	申請受付印が必要です。受付印を押印してもらえますか？
A	受付印が必要な場合は、返信用のはがき（切手貼付）に郵便番号及びあて先を明記のうえ、申請時に同封してください。 なお、受付印は、申請書類の受領を示すものであり、登録を希望する共同受付参加団体への名簿登載を行った証明ではありませんので、ご注意ください。
Q 1 - 8	共同受付での審査が完了すれば、登録を希望する共同受付参加団体では必ず入札参加資格を得られますか？
A	共同受付での審査は、各参加団体で共通する申請事項を審査するものです。入札参加資格者名簿への登録にあたっては、各参加団体が登録要件を満たしているかの認定を行いますので、共同受付の審査が完了している場合でも登録されない場合があります。
Q 1 - 9	共同受付での審査及び登録を希望する共同受付参加団体における登録要件の認定が完了した場合、参加団体の名簿への登録時期はいつになりますか？
A	共同受付の実施により、各参加団体における入札参加資格者名簿の有効期限は統一され、平成 22 年 4 月 1 日からの 4 年間となります。
Q 1 - 10	現在登録をしている共同受付参加団体の入札参加資格者名簿の有効期限は、平成 22 年 4 月 1 日以降も残存しているので、期限が到来する際に共同受付に申請すればよいのですか？
A	共同受付の実施にあわせ、各参加団体における現在の入札参加資格者名簿の有効期限は平成 22 年 3 月 31 日までとなるため、改めて共同受付に申請を行ってください。
Q 1 - 11	受付期間を過ぎた場合は受け付けてもらえないのですか？
A	期間を過ぎた申請書類は受け付けられません。 受付期間は平成 21 年 11 月 9 日（月）から平成 21 年 11 月 30 日（月）まで【当日消印有効】です。 平成 22 年 4 月 1 日以降に随時新規申請を行っていただくこととなりますが、この場合、入札参加資格者名簿への登載は各共同受付参加団体によって取扱いが異なりますのでご注意ください。

Q 1 -12	支店（営業所）の方が詳細なことがわかるのですが、営業所からの申請でもよいですか？
A	申請は法人の場合は本社（本店）の代表者、個人の場合は営業主で行っていただきます。営業所等の委任先がある場合でも、本社等が取りまとめて申請を行ってください。

Q 1 -13	申請書類はファイルに綴じる必要がありますか？指定のファイルしかだめですか？
A	共同受付では約7,000社からの申請を想定しています。申請書類の混在等を防止するためにも指定のファイルに綴じて申請いただきますようご理解をお願いします。

2 申請様式への記載について

Q 2 - 1	申請年月日は、いつの日付を記載すればよいのですか？
A	申請書類提出日（郵送する日）を記載してください。

Q 2 - 2	第1号様式（01）欄は略称で記載してもよいのですか？
A	法人登録の場合は、登記事項証明書に記載のとおり正式名称で記載してください。ただし、会社組織の種別（「株式会社」や「有限会社」等）は略して記載いただいても構いません。

Q 2 - 3	第1号様式（06）欄はどの金額を記載すればよいのですか？
A	法人登録の場合は、登記事項証明書に記載されている資本金額を記載してください。個人の場合にあっては「0」を記載してください。

Q 2 - 4	第1号様式（09）欄の記載は必要ですか？
A	審査時において疑義等が生じた際に問合せすることがありますので、問合せに対して回答可能な方の氏名並びに連絡先を必ず記載してください。

Q 2 - 5	第1号様式「2.申請に関する代理人情報」は誰を記載するのですか？
A	本申請に関する書類の作成や提出を行政書士（代理権限を有する弁護士等を含む）等に委任する場合に記載してください。

Q 2 - 6	第2号様式 受任者情報とありますが、受任者とは何ですか？
A	受任者とは、申請者である本社から契約締結等の権限を委任された支店又は営業所等を指します。

Q 2 - 7	第 2 号様式 登録をしたい営業所等（受任者）が複数ありますが、様式は 1 枚しかありません。どのように申請すればよいのですか？
A	登録を希望する受任者ごとに第 2 号様式をコピーし、申請してください。

Q 2 - 8	第 2 号様式 (12)欄には希望する中分類（業種）を記載するのですか？
A	提出要領の希望業種一覧表（10～11 ページ）又は第 5 号様式を参考に希望業種コード（4 桁数字）を記載してください。

Q 2 - 9	第 2 号様式 (12)欄は第 1 希望とするものが特に無ければ、記載しなくてもよいのですか？
A	津市（物品のみ）、四日市市、鳥羽市、東員町は第 1 希望業種とその他希望業種の希望順位の区分をしますので、必ず記載してください。 上記 4 団体への登録を希望しない場合でも、必ず記載してください。

Q 2 - 10	第 2 号様式 (12)欄について、同一の営業所等（受任者）を複数の団体に登録しようと思いますが、団体によって第 1 希望業種が違います。どのように申請すればよいのですか？
A	下記の例を参考に申請を行ってください。 例）株式会社 A 商事 B 支店が第 1 希望業種を変えて 2 つの団体に登録を希望する場合 ・桑名市と鈴鹿市に登録を希望 両団体とも希望順位の区分を行いませんので、1 枚の第 2 号様式にて申請してください。（第 1 希望業種を変える必要はありません。） ・津市と鈴鹿市に登録を希望 津市は希望順位の区分を行いますが、鈴鹿市は区分を行いませんので、1 枚の第 2 号様式にて申請してください。（第 1 希望業種を変える必要はありません。） ・津市と四日市市に登録を希望 両団体とも希望順位の区分をおこないますので、それぞれに第 2 号様式を作成し、申請してください。

Q 2 - 11	第 2 号様式 (12)欄について、希望したい業種が 2 1 以上ありますが、どのように申請すればよいのですか？
A	物品・業務委託とも希望可能な業種数は 2 0 までとしていますので、2 1 以上の申請はできません。

Q 2 -12	第 3 号様式と第 4 号様式の違いは何ですか？両方提出する必要がありますか？
A	第 3 号様式は、本社で登録を希望する際に使用印鑑届として必要です。第 4 号様式は、営業所等を受任者として登録を希望する際に本社からの委任状並びに受任者の使用印鑑届として必要です。 したがって、本社と営業所等の両方の登録を希望する際には、第 3 , 第 4 号様式の両方を申請いただく必要があります。

Q 2 -13	第 4 号様式 委任事項について全部の委任ではなく、一部を委任することは可能ですか？
A	第 4 号様式記載の委任事項の一部のみを受任者に委任することはできません。

Q 2 -14	第 5 号様式 取り扱うことが可能な品目又は業務すべてについてチェックする必要がありますか？
A	登録を希望する業種についてのみ記載してください。 希望する業種のうち、最低 1 つでもチェックされていれば登録は可能ですが、チェック内容が各共同受付参加団体からの指名の有無に関係することもありますので、ご注意ください。

Q 2 -15	第 5 号様式 記載のない品目や又は業務を取り扱うことが可能なのですが、どこに記載すればよいのですか？
A	第 5 号様式記載の品目又は業務は、各共同受付参加団体において今後、発注等が想定されるものについて列挙しています。 記載以外の品目又は業務について取り扱うことが可能な場合、希望する業種の「左記に無い品目」欄にチェックしてください。

Q 2 -16	第 5 号様式 実績有無欄はどのような実績があった場合に記載すればよいのですか？
A	過去 4 年以内に、希望する業種について官公庁における契約（納入）実績がある場合は、実績有無欄に「 」を記載してください。

Q 2 -17	第 6 号様式 登録を希望する本社又は営業所等ごとに記載し、申請すればよいのですか？
A	第 6 号様式は、会社組織全体を通して保有する資格等について記載し、申請者（本社）が一部申請してください。

Q 2 -18	第 7 号様式 本社が保有する資格等により登録を希望する営業所等（受任者）も当該業を行うことが可能なものがあります。どのように記載すればよいのですか？
A	第 7 号様式は、登録を希望する本社又は受任者ごとに申請いただくものですが、上記のような場合は、受任者が営業等を行ううえで必要な資格として捉え、該当欄に「 」を記載し、許可証等の写しを 1 部添付してください。

Q 2 -19	第 6 , 7 号様式 記載の資格等を受けていなくても、特例事項による認定等を受けることにより当該業を行うことが可能なものがあります。どのように記載すればよいのですか？
A	該当欄に「 」を記載し、第 7 号様式の場合はその認定書等の写しを添付してください。 また、法改正等による経過措置期間や旧法における資格をもって当該業を行うことが可能な場合も同様とします。

Q 2 -20	第 6 , 7 号様式 任意の書式なので提出しなくても、登録は可能ですか？
A	登録は可能です。ただし、記載内容が各共同受付参加団体からの指名の有無に関係することもありますので、ご注意ください。 また、第 7 号様式を提出される場合は、記載内容を証明する許可証等の写しの添付が必須となります。

3 添付書類について

Q 3 - 1	法人として申請しますが、代表取締役の身分証明書を添付する必要がありますか？
A	個人事業主の場合は、身分（元）証明書の添付が必要ですが、法人の場合、代表取締役の身分（元）証明書の添付は必要ありません。登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付してください。

Q 3 - 2	市町税完納証明書 どの自治体の証明書を添付すればよいのですか？
A	三重県内の本社が申請する場合、また、三重県内の営業所等を受任者として登録する場合は、所在地市町の完納証明書を添付してください。

Q 3 - 3	市町税完納証明書 新規に開設した場合で完納証明書が添付できない場合は何を添付するのですか？
A	法人の場合は、法人等の設立（新設）届出書の写し（受付印の押印されたもの）、個人の場合は、課税証明書（非課税と表記されたもの）を添付してください。